○成年後見制度の相談について

お住まいの区のあんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター

〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階福祉パルかわさき内
電話：245-1144　FAX：211-8741

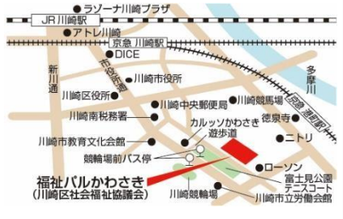

幸区あんしんセンター

〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5
さいわい健康福祉プラザ
福祉パルさいわい内
電話：556-5082　FAX：556-5577

中原区あんしんセンター

〒211-0067 中原区今井上町1-34
和田ビル 1 階
福祉パルなかはら内
電話：722-6122　FAX：711-1260

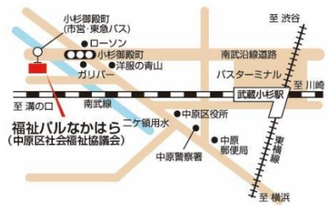

高津区あんしんセンター

〒213-0001 高津区溝口 1-6-10
てくのかわさき 3 階
福祉パルたかつ内
電話：812-5833　FAX：812-3549

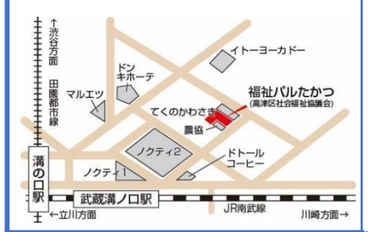

宮前区あんしんセンター

〒216-0033　宮前区宮崎 2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス 4 階
福祉パルみやまえ内
電話：856-5788　FAX：852-4955

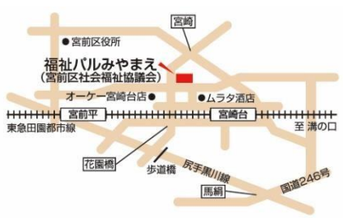

多摩区あんしんセンター

〒214-0014　多摩区登戸 1891
第 3 井出ビル 3 階
福祉パルたま内
電話：933-2411　FAX：911-8119

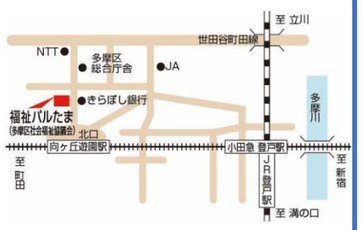

麻生区あんしんセンター

〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2
新百合 21 ビル 1 階
福祉パルあさお内
電話：952-5711　FAX：952-1424

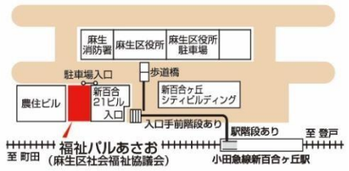

社協ｲﾒｰｼﾞｷｬﾗｸﾀｰ　ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会　川崎市成年後見支援センター

〒211-0053　川崎市中原区上小田中 6-22-5
川崎市総合福祉センター6 階
電話：044-712-8071　FAX：044-739-8738
E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp

あんしんセンター便り

令和５年１０月
第７号

特集！！
意思決定支援とは？

詳細は中面をご覧ください！

川崎市社協キャラクター
ななふく

意思決定支援は、判断能力が低下した方であっても「自分のことは自分で決める」ことができるという考えを基本としています。支援者らが本人に必要な情報を提供したり、本人の意見や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」のを支えるための実践が、意思決定支援です。

この意思決定支援の実践の背景には、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」があります。条約の制定には、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という障害者運動のスローガンが反映されており、日本ではこの条約に批准しています。

成年後見制度においても、後見人等が本人にとって重要な影響を与えるような契約等をする場合には、意思決定支援が必要です。今号では、そのプロセスをご紹介します。

関係機関向け 成年後見制度研修

♪開催報告♪

7月10日（月）に、てくのかわさきで、関係機関向け成年後見制度研修を開催しました。当日は午前51名、午後48名の方にご参加いただき、関係機関の皆様が熱心に研修を受講されていました。

午前の部は、講師の原弁護士による講義「成年後見制度の概要」でした。制度の基礎知識や手続きの流れ等、事例を交えながらわかりやすく説明いただきました。

午後の部は、講師の福島司法書士による講義と演習「申立書の書き方」でした。講師が提示した事例をもとに、実際に申立書等の申立てに関わる書類を作成するという演習を行いました。

研修全体を通して、職場に戻って今回学んだ内容や資料を共有したいとの感想を多数いただきました。ぜひ今後の支援に役立てていただければと思います。

親族後見人向け 成年後見制度研修会

♪開催報告♪

「親族後見人向け成年後見制度研修会」は、成年後見人等に選任された親族を対象に、活動していく上で必要な知識やポイントを学んでいただく研修です。今年度も6月27日（火）にエポックなかはらで開催し、親族後見人に選任された方を中心に4名が参加されました。後見事務Q＆Aだけでは分かりにくい後見事務のポイントを学べたと好評でした。また、研修会の後は講師による個別相談会も行われました。

各区あんしんセンターでは親族後見人等の後見事務に関する相談支援を行っています。後見事務等にお困りの親族後見人の方がいらっしゃいましたら、各区のあんしんセンターをご案内ください。

※ご本人（被後見人等）が市内在住の場合が対象となります。原則として、ご本人の居住区のあんしんセンターをご案内ください。

後見人等選任後の意思決定支援はこのように進んでいきます

意思決定支援のプロセス

① チームを作ります

メンバーは家族や地域包括支援センター、障害者相談支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、民生委員などと後見人等を含めた本人に関わる人たちです。
課題に応じてメンバーは変わります。

② 支援のための環境を整えます

本人が安心して意思決定できるような環境づくりのために、本人の気持ちや個性に沿って準備が進められます。意思決定支援の目的や留意点をメンバー同士で確認し合います。

③ これから行われるミーティングの趣旨を本人に説明します

「自分で自分のことを決める」ことが大切であり、そのために参加者ができる限り協力すること伝えます。

④ 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

何回か開催することもあれば、入所施設の検討などでは本人に見学や体験などをしてもらうこともあります。

上記①～③に戻ることもあります

意思決定支援後のプロセスへ（右側→）

※ある課題について代行決定された場合でも、他の課題については再度意思決定支援のプロセスの①から始めます。
意思決定支援は一度決定したことでも、また次の段階に移行する際には、最初に戻って考え、関係するみんなで話し合っていくことが基本です。
以前行った決定に縛られることなく、常に本人の気持ちになって考え支援していきます。

事例

Aさんは夫が亡くなってから一人暮らし。他県に娘がいますが、仕事と子育てで忙しくあまり行き来ができません。昨年、脳梗塞を発症し認知機能の低下が見られたため、社会福祉士が保佐人に就任しました。片麻痺があり、自宅で転倒することが増えたため娘も心配しており、施設入所について検討することになりました。

意思決定支援後のプロセス

「そうね、施設に入るわ」
本人から意思が表明された

包括：元気がなさそうだわ。本当はまだ自宅で生活したいのに、娘に心配かけまいと気を使ってるのではないかしら…
その意思が真意か疑問がある

意思決定支援を続ける

「家は古くて段差も多いし、1人の時に転んだらと思うと心細い。家を売って『B有料ホーム』に入りたい」
その意思が真意と思われる

意思実現の支援に移る
入所に向けて動き始める

「うーん、そうねぇ・・・」
本人の意思の確認が困難

娘：言いづらいことがあるのかしら。介護サービスを利用しながらもう少し様子をみても良さそうだわ。
決定を先延ばしできる

CM：先日は転倒して打撲してしまったし、このままではもっと重大なケガにつながりかねない…
決定を先延ばしできない
→支援者が支援を尽くしたかチームで検討

包括：資料だけでは施設での生活がイメージできずに決められないのかもしれない…
本人は意思決定することが困難とは言えない

意思決定支援へ戻る

日常生活での表情や感情、過去の言動や行動の記録、生活史等信頼できる様々な情報に基づいてチームで推定を試みます。
→推定意思の実現の支援に移る

その時点でその課題について本人が意思決定をすることが困難
→本人の意思・選好を推定する

意思の推定すら困難

本人の望む『B有料ホーム』では自宅を売却しても数年で資金が不足してしまいそう…
在宅生活を続けたら転倒してケガをしてもしばらく気づかれない危険性がある…
本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される

本人にとっての最善の利益を検討し、後見人等が代行決定を行う　※最終手段です

実践事例

後見人（社会福祉士）による意思決定支援の実践事例を紹介します。

Aさん（75歳男性）は脳梗塞の後遺症で左片麻痺があり、自身で歩くことが困難となり、退院後は住宅型有料老人ホームへ入所されている方です。
性格は寡黙で、自身の疾病や動かない身体を受け入れられず、やる気がでない様子でした。後見人として就任以降、毎月ケアマネジャーと一緒に面談しながら、リハビリ等提案しましたが希望がなく、ずっと部屋に閉じこもっている状況でした。
そのような中で時間をかけて少しずつ話を聞いていくと、実は食事への興味関心が残っていることが分かり、「美味しいものが食べたい」という希望を尊重したいと考えました。
その後、外食を目標としたことでリハビリに取り組むようになり、閉じこもりがちの生活も改善され、今では職員の付き添いで外食へ行けるようになりました。
時間をかけ、根気よく気持ちを聞くことと、「意思を尊重する、その決定を支援する」ことが、人の行動をこんなにも変容させるのだと学んだ事例でした。

社会福祉士

★より詳しく意思決定支援について知りたい方は…
厚生労働省資料
「意思決定支援のために」
https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/guardian/guardian_book.pdf